

(別紙)

## 1. 分別収集及び再商品化の対象となる容器包装廃棄物

容器包装リサイクル法に基づく分別収集等は、平成9年4月からガラス製容器、ペットボトル等を対象として施行され、平成12年4月からペットボトル以外のプラスチック製容器包装、紙製容器包装を対象として追加・完全施行された。

分別収集及び再商品化の対象となる容器包装廃棄物は 無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装及び ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の6品目である。

また、市町村が分別収集した段階において有償又は無償で引き取られるため、再商品化義務のない(分別収集のみの対象となる)容器包装廃棄物は スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック及び 段ボールの4品目である。

## 2. 実施状況

### (1) 分別収集実績について

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶が前年度に引き続き9割を超えており、それ以外の品目については、それぞれ増加傾向が見られる。

また、平成12年4月から新たに対象品目として追加されたペットボトル以外のプラスチック製容器包装は、分別収集を実施する市町村の増加に伴い、その分別収集量は前年度比で約1.19倍と引き続き大きな伸びを示している。 参考1、2

### (2) 再商品化実績について

市町村において分別収集されたものが再商品化計画に基づき再商品化事業者に取り取られた量(再商品化量)は、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が前年度に比べ着実に増加している。他の品目においてはほぼ横ばいとなっている。

また、市町村の分別収集量に対する再商品化量の割合(再商品化率)は、アルミ缶が98.2%、段ボールが99.0%、容器包装リサイクルの全体でも96.8%となっている。 参考1、2

#### ペットボトルの生産量と分別収集量の推移について

ペットボトルの生産量(指定ペットボトル樹脂生産量)は16年度が514千トン、17年度が533千トン(PETボトルリサイクル推進協議会調べ)であるのに対し、この生産量に対する分別収集量の比率(回収率)は16年度が46.4%、17年度が47.3%であり、本年度は前年度とくらべ微増であった。また、生産量と市町村分別収集量等の差で表される未確認量<sup>注)</sup>は、平成17年度においては生産量が対前年度比で約4%の伸びがみられる中、約183千トンと前年度から11千トン減少している。 参考3

注) ペットボトルの未確認量については、市町村が行うペットボトルの分別収集以外に事業者による回収も行われているが、ここでは分別収集した量と事業者が回収した量のうち把握できた量の差により推計したものである。PETボトルリサイクル推進協議会の調査によれば、平成17年度における事業者が回収した量のうち把握できた量は約97千トンであり、これも含めた回収率は65.6%となる。

### 3. まとめ

容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施8年目にあたる平成17年度の分別収集等の実施状況は、分別収集に取り組む市町村の全市町村に対する割合は増加傾向にあり、分別収集量及び再商品化量については、特にペットボトル及びプラスチック製容器包装の2品目において毎年増加が見られ、他の品目については、横ばい又は増加傾向となっている。

容器包装リサイクル制度においては、循環型社会推進基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進、社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働を基本的な見直しの方向とした「改正容器包装リサイクル法」が平成18年6月に成立・公布し、一部の規定については平成18年12月から施行されたところである。

また、「改正容器包装リサイクル法」によって、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設され、平成20年4月から施行されることとなった。これを受け、この資金拠出の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とすることにより、より適切な制度運営を図ることが可能となることから、次期市町村分別収集計画の始期を平成20年4月とするとともに、新たに市町村分別収集計画の策定又は変更を行ったときには公表が義務づけられることとなった。

市町村にあっては、「改正容器包装リサイクル法」の施行を踏まえ、分別収集計画に基づく計画的な分別収集の更なる実施が求められているところであり、環境省としては、今後とも容器包装廃棄物の減量及び資源としての有効利用が一層促進されるよう、市町村への情報提供や計画への支援に努めることとしている。